

松阪市中原文化センター 自動体外式除細動器(AED)賃貸借 仕様書

1.	物 件 名	松阪市中原文化センター 自動体外式除細動器(AED)賃貸借		
2.	数 量	1台(AED:自動体外式除細動器)及び付属品1式		
3.	参 考 機 種	フィリップス	日本光電	
		ハートスタートHS1	AED-3100	
4.	同 等 品	上記又は同等機種以上 ※同等品で見積もる場合は、指定期日までに必ず「同等品承諾願書」にて担当課の承諾を得てください。		
5.	規 格	<ul style="list-style-type: none"> ・AED本体、付属品及び消耗品は新品であること。 ・医療器具として薬事法上の承認を得ていること。 ・日本版救急蘇生ガイドライン2015に準拠していること。 ・日本語音声による操作手順をガイドする機能を有すること。 ・AED本体が小児への使用を許可された機種であること。 ・除細動電極パッドは成人と小児の兼用またはそれぞれパッドを用意すること。 		
6.	オ プ シ ョ ン 等	<p>本体1台に付属する装置等は次のとおりとする。</p> <p>①バッテリー1個(待機間寿命が概ね3年以上のものとする)</p> <p>②除細動電極パッド2組(成人用1組・小児用1組)※成人用・小児用共通の場合は2組とする。</p> <p>③キャリングケース1台</p> <p>④レスキューセット1組(内容:ハサミ、カミソリ、手袋、フェイスシールド、不織布)</p> <p>⑤取扱説明書1部</p> <p>⑥収納ケース</p> <p>⑦開閉ブザー付きBOXについては、既存の収納BOX(縦29cm、横34cm、奥行13cm)があるため継続して利用すること。</p> <p>※既存の収納BOXに入らない場合は、既存BOXを撤去し、納入AEDメーカーの専用製品を新規設置すること。</p>		
7.	保 守 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・保証期間はAED本体納入後7年とし、故障等が生じた場合は、担当技術員を派遣し、正常な状態に回復させること。 ・機能の修復が不能となった場合は代替品(同機種)と交換すること。 なお、交換による費用は、その契約金額に含めること。 ・設置機器に保守担当者の連絡先を明示すること。 ・AED設置場所を表示するシールを施設に貼付すること。 ・納入時に職員に対し、心肺蘇生の流れで機器の操作説明を行うこと。 ・「6. オプション等」に記載した①及び②は、賃貸借期間内において各々使用期間ごとに設置場所へ納入すること。また、賃貸借期間内にAEDを使用した場合には、②及び④を速やかに設置場所へ納入し、①については正常に使用できるよう必要に応じ設置場所へ納入すること。これらの交換は、市が行うこととする。 ・賃貸借契約期間中継続して動産保険をつけるか、それと同等以上の対応をすること。 ・保守に要する費用はすべて契約に含むものとする。 		
8.	契 約 期 間	令和元年8月1日から令和8年7月31日		
9.	設 置 (納 入) 期 限	令和元年7月31日まで		
10.	設 置 (納 入) 場 所	松阪市中原文化センター (松阪市嬉野田村町425番地)		
11.	見 積 方 法	<p>◎AED本体と付属品の借上げ及び保守料金(84ヶ月分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札価格は、84ヶ月分の本体分及び付属品の借上料と保守料金の合計額(税抜)を入力すること。 ・期限が切れた消耗品及び本体使用後の消耗品の納入に係る費用を含むこと。 ・盗難、破損、故障時の交換費等を含むこと。 ・機器納入時の設置作業及び期間満了後の撤去費用を含むこと。 		
12.	契 約 方 法	長期継続契約による		
13.	支 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・「11. 見積方法」に記載した入札価格に100分の108を乗じて得た金額を84等分した金額を月額とし、毎月後払いとする。また、月額に端数が生じた場合は、契約開始月に支払う。 		
14.	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。 ・高度管理医療機器等賃貸業の許可を有していること。【入札参加申請時に併せて高度管理医療機器等賃貸業許可証の写しを契約監理課調達係までFAXすること。(FAX番号:0598-22-3533)。なお、申請書提出期間内に到着しなければ入札に参加できない。】 		
15.	連 絡 先 (担 当 課)	担当課 松阪市中原文化センター 井田 (電話:0598-42-4836)		